

# 新庄北幼・小 PTA 会則施行細則

第 1 条 本施行細則は会則に基づいてさだめる。

第 2 条 本部役員の選出は次の通りとする。

- (1) 定時総会前に現評議委員の互選により選考委員を選出し、選考委員会を構成する。
- (2) 選考委員は小学校 6 名、幼稚園 2 名とし、次の手順にて会則第 5 条に明記する本部役員を選出する。
  - ① 選考開始は 11 月 1 日とし、選考開始日までに次年度本部役員の立候補及び候補者を募る話し合いを随時設け候補者を内定し、選考開始日以降に文章で次年度本部役員の立候補を募り候補者を決定する。候補者が定数に満ちた時点で選考活動終了とするが、次年度本部役員が 12 月 1 日になっても定員に満たない場合は、選考委員により次年度最高学年の会員から話し合い及び抽選などで選出される。本部役員は必要に応じて選考に協力する。
  - ② 選考委員会は選出に先立ち次の事項を必ず行う。
    - イ) 現本部役員の再任意志の有無を確認する。
    - ロ) 全学年の会員に立候補を募る。
  - ③ 次の者は選出対象から除外する。
    - イ) 選考委員長及び選考委員（現時点では 5 年評議委員 2 名）は、その該当年に限り次年度本部役員候補者から除外される。
    - ロ) 対象学年会員全員の中で、その会員の家族で公の機関が介護を要すると認めた者（同居もしくは二等親以内）
    - ハ) 小学校本部役員を経験した者、はその配偶者も含め、次年度から除外する。但し、立候補を阻害するものではない。
    - ニ) 選考対象年度の子供会会長。
    - ホ) 上記以外の理由で選考委員会が特別に認めた者。
  - ④ 選考委員会が新役員を招集し、新役員の中で互選により各役職を決定する。
- (3) 新役員は総会において承認を得、本部役員となる。

第 3 条 各委員の選出は次の通りとする。

- (1) 人権教育専門委員は本部役員がこれを兼ねる。
- (2) 人権教育推進委員は役員がこれを兼ねる
- (3) 評議委員は各学年ごとに会員中より 2 名を互選する。
- (4) 学級委員は各学級ごとに会員中より 2 名を互選する。
- (5) 監事は会員中より役員会の決議により会長が委嘱する。
- (6) 市 P T A 各委員会委員は、役員がこれを兼ねる。

第 4 条 会則第 3 条に基づく部会は次の通りとし、各部に部長、副部長を置く。

- (1) 幼稚園部 園児を対象にした部活動
- (2) 文化部 園児・児童の教育振興と会員の社会生活向上に関する事。
- (3) 体育部 園児・児童の保健体育の向上と会員の体力育成に関する事。

第 5 条 委員会活動

- (1) 評議委員は会則第 7 条 (9)、施行細則第 4 条(3)の他、次の活動を行う。

校外指導、交通安全母の会、その他に関すること。

- (2) 学級委員は会則第7条(10)、施行細則第4条(2)他、次の活動を行う。  
社会教育振興、会員の教養の研鑽、交通安全母の会、その他に関すること。
- (3) 評議委員、学級委員は、市PTA各委員会の活動を行う。

第6条 本会の会費は児童ひとりあたり月額200円とする。  
また、必要に応じて、役員会の承認を得て臨時会費を徴収することができる。

第7条 会計監査は年2回実施し、正・副会長が出席して書記及び会計の説明を求め、監事の質問に応じなければならない。

第8条 本施行細則は、役員会において改正することができる。

第9条 幼稚園部

- (1) 幼稚園部副会長を「幼稚園会長」とよぶ。
- (2) 幼稚園会計は、小学校と別会計とする。
- (3) 幼稚園部の役割は、会計1名(ひまわり組評議委員)、監事2名(前年度ひまわり組学級委員)、書記1名(幼稚園部長)、幼稚園副部長1名(ひまわり組学級委員)、交通安全母の会理事1名(ひまわり組評議委員)
- (4) 幼稚園の会費は園児1人あたり300円とする。

付 則 この施行細則は、昭和52年5月16日から施行する。  
付 則 この施行細則は、昭和55年4月28日から改正、施行する。  
付 則 この施行細則は、昭和62年5月9日から改正、施行する。  
付 則 この施行細則は、平成3年4月27日から改正、施行する。  
付 則 この施行細則は、平成5年4月24日から改正、施行する。  
付 則 この施行細則は、平成9年11月30日から改正、施行する。  
付 則 この施行細則は、平成12年2月27日から改正、施行する。  
付 則 この施行細則は、平成17年3月26日から改正、施行する。  
付 則 この施行細則は、平成18年4月2日から改正、施行する。  
付 則 この施行細則は、平成19年4月25日から改正、施行する。  
付 則 この施行細則は、平成20年4月23日から改正、施行する。  
付 則 この施行細則は、平成21年4月22日から改正、施行する。  
付 則 この施行細則は、平成29年4月28日から改正、施行する。  
付 則 この施行細則は、平成29年11月1日から改正、施行する。  
付 則 この施行細則は、平成31年4月24日から改正、施行する。  
付 則 この施行細則は、令和3年4月1日から改正、施行する。